

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

竹原市は、広島県の瀬戸内沿岸部の中央にあり、昭和57年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された町並み保存地区やうさぎの島として世界的に知られるようになった大久野島など観光資源に恵まれた都市です。

本市の人口は、昭和55年以降減少が続いており、昨今、少子・高齢化が急速に進行していることにより、人口構造が変化し、中長期的な視点において、まちの活力やコミュニティーの維持が難しい局面を迎えています。

また、産業構造については、非鉄金属をはじめ、ジャム、繊維、化学などの特色ある製造業を中心とし、建設業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉を主として構成されていますが、事業所数は年々減少しているのが現状です。

こうした状況の中、中小企業の実態は、市内企業の多くが受注を一社に依存していたり、後継者不足により健全経営の企業が廃業を余儀なくされるなど、人手不足や設備の老朽化により労働生産性が低下してきています。

本市では、市内中小企業に対して、融資支援等を講じてきたが、引き続き生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者に円滑に引き継げるような企業にしていくための取組を支援していくことは、緊急の課題となっています。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に年間10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉を主として、農林水産業については近年、事業所数が微増となるなど、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な業種の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条

第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、雇用に結びつく等の経済波及効果が少ないことから、対象外とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本市の産業は、宿泊・飲食サービス業が竹原駅周辺など市中心部に、製造業が沿岸部に、農林業が山間部にと広域に分布している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、竹原市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないこと。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないこと。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。